

安全・安心な出産環境を支える

徳島県妊婦分娩 事前宿泊支援事業



お住まいから分娩取扱施設が遠く、
出産時のご移動に不安をお持ちの妊婦の方が
分娩取扱施設で宿泊するための費用を支援します。

対象施設

本事業の対象となる
分娩取扱施設は以下の病院です

- ・阿南医療センター
- ・つるぎ町立半田病院

対象者

以下の要件を満たす方が
対象者になります

- ・対象施設での分娩を予定
- ・県内の住所地から最も近い
分娩取扱施設まで概ね60分
以上の移動を要する妊婦
(里帰り出産も対象です)

対象期間

事前宿泊が必要と認めた日
から、分娩のための入院と
判断された日もしくは医療
保険の適用が開始された日
の、いずれか早い日の前日
までの日数(14日上限)

自己負担額

3,000円/日を対象施設に
お支払いください

(対象期間2日以上の場合、
初日は自己負担なし)
(自己負担額以外の費用が
発生する場合があります)

支援内容

対象期間における

- ・ベッドの利用
- ・食事の提供
- ・健康観察 など

その他

詳しい事業の内容は、
県ホームページ及び
ホームページ掲載の
Q&Aをご確認ください

お問い合わせ先

お電話またはメールにてお問い合わせください。

徳島県 保健福祉部 医療政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

088-621-2738 (土日祝除く)

iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp



対象施設のベッドの空き状況などによっては、
対象者の方でも**必ずしも、事業を
利用できるわけではありません。**

また、事前宿泊の可否や期間については、
対象施設の判断になりますので、
対象施設にあらかじめご相談ください。

Q&A: 対象者について

Q1: 誰がこの事業の対象ですか。

A: 以下の①と②の両方を満たす方です。

① 県内のご自宅・里帰り先から、最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上かかる方

② 対象施設である「阿南医療センター」、「つるぎ町立半田病院」で分娩予定の方

※②の対象施設まで60分以上かかる場合でも、最寄りの分娩取扱施設まで60分以内の場合は対象外となります。

Q2: 里帰りの妊婦も対象になりますか。

A: はい、対象です。

Q1の①と②の要件を満たしていれば対象となります。

Q3: 対象施設以外で分娩予定ですが、対象になりますか。

A: いいえ、対象になりません。

Q1の対象施設で分娩予定の方のみが対象です。

Q&A: 移動時間について

Q4: 「概ね60分以上」の判断は？

A: 妊婦が選択した移動手段において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね60分以上を要するものとします。

原則として、地図アプリやナビゲーションサイトなどで検索した、ご自宅(または里帰り先)から分娩取扱施設までの標準的な移動時間で判断しますが、冬季の積雪や慢性的な交通渋滞など、個別の事情を考慮し、対象となることがありますのでご相談ください。なお、事前に「対象」と判断された場合は、当日の実際の移動時間が60分未満であっても対象となります。

Q5: 冬の積雪や交通事情なども考慮してもらえますか？

A: はい、考慮します。冬季の積雪や慢性的な交通渋滞など、標準的な移動時間では測れないご事情がある場合は、それらを考慮して判断しますのでご安心ください。

Q&A: ご利用期間

Q6: いつからいつまでが対象ですか。

A: 担当医師が必要と認めた日から、分娩のための入院と判断された日もしくは医療保険適用日の、いずれか早い日の前日までの利用日数分が対象です。
(上限14日)

※対象期間1日あたり自己負担:3,000円/日となります
(事前宿泊が2日以上の場合は、初日は自己負担無し)

※自己負担額(3,000円/日)以外にも、本事業対象外で自己負担として費用が発生する場合があります【Q11関係】

※上限日数を超えた場合は、全額自己負担となります【Q12関係】

Q7: 事前宿泊の開始は、誰が判断するのですか。

A: 事業の対象者としての要件に該当するかについては、提出いただく利用申請書等の内容を確認し、申請書に記載いただいたメールあてに、県から通知を発出します。

それを踏まえて、事前宿泊の可否や開始時期については、対象施設に相談いただき、対象施設にて判断いただくこととなります。

利用イメージ

例1：上限日数利用した場合

日数	1日目	2日目	3日目～12日目	13日目	14日目 (上限)	15日目
内容	本事業利用					分娩のための入院と判断された日 もしくは 保険適用開始
妊婦負担	自己負担無し	1日当たり自己負担3,000円				自己負担
						事業利用期間に係る自己負担額 39,000円=13日×3,000円

例2：一時帰宅した場合

日数	1日目	2日目	・・・	3日目	4日目	5日目
内容	本事業利用		自宅等	本事業利用		分娩のための入院と判断された日 もしくは 保険適用開始
妊婦負担	自己負担無し	1日当たり自己負担 3,000円	—	1日当たり自己負担 3,000円		自己負担
						事業利用期間に係る自己負担額 9,000円=3日×3,000円

例3：出産が早まり1日のみの利用となった場合

日数	1日目	2日目
内容	本事業利用	分娩のための入院と判断された日 もしくは 保険適用開始
妊婦負担	1日当たり自己負担3,000円	自己負担
		事業利用期間に係る自己負担額 3,000円=1日×3,000円

Q&A: お手続きについて

? Q8: どのような手続きが必要ですか。

A: まず、対象施設にご相談ください。

そのうえで、所定の「利用申請書」と以下の書類を
対象施設へご提出ください。

1. 利用申請書

2. ご本人のお名前とご住所(徳島県内)が確認できる書類

(例: 運転免許証、マイナンバーカード(表面)の写しなど)

3. 里帰り出産の場合のみ、必要な書類

① ご本人と里帰り先のご家族との関係がわかる書類

(例: 戸籍抄本など)

② 里帰り先のご住所が確認できる書類

(例: 里帰り先のご家族の運転免許証の写しなど)

※里帰り出産の方は1～3のすべての書類

それ以外の方は1、2の書類を提出ください。

Q&A: 宿泊のご利用

? Q9: 子どもや家族と一緒に事前宿泊はできますか。

A: 対象施設での事前宿泊は、妊婦ご自身のみとなります。

? Q10: 必ず対象施設で事前宿泊はできますか。

A: 対象施設の病床の空き状況などによっては、

必ずしも事前宿泊ができるわけではありません。

可否や事前宿泊が可能な期間については、

あらかじめ対象施設にご相談ください。

Q&A: 費用について

❓ Q11: 費用はどのように支払えばよいですか。

A: 自己負担額(3,000円/日 × 利用日数)を対象施設にお支払ください。

※対象期間が2日以上の場合は、初日は自己負担無し

【自己負担額以外でご自身が負担することがある費用の例】

- ・14日を超える事前宿泊に係る費用
- ・分娩当日以降の入院料金、分娩費用
- ・テレビ、冷蔵庫、アメニティの使用
- ・医師の診察などの外来診療
- ・妊婦検診
- ・モニター、エコー検査

❓ Q12: 利用日数が14日を超えた場合、費用はどうなりますか。

A: 14日を超えた日数分については、本事業の支援対象外となり、全額自己負担となります。

費用等の詳細については、対象施設へお問い合わせください。